

インド政府によるマスターファイル（MF）
および国別報告書（CbCR）に関する規則の公表

（2017年12月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2017年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

1. MF	1
2. 国別報告書 (CbCR)	2
3. FAQ.....	3

インド政府によるマスターファイル (MF) および国別報告書 (CbCR) に関する規則の公表


BEPS (税源浸食および利益移転) 行動計画 13 のインドへの導入に関して、2016 年財政法で国際企業における CbCR の作成義務が、1961 年所得税法 286 条で導入された。所得税法 92 条 D の移転価格文書化義務条項が改正され、MF の作成義務が導入された。


財務省中央直接税委員会 (CBDT) は、2017 年 10 月 6 日の公開草案の公表後、2017 年 10 月 31 日に最終規則を公表した。当該最終規則により、1962 年所得税法に 10DA と 10DB が追加され、5 種類の様式 (3CEAA/AB/AC/AD/AE) が導入された。


本書では、当該最終規則の概要および日系企業における留意点を説明する。

1. MF

MF の適用基準および提出期限と必要書類は以下の表のとおりである。

適用基準 	
基準項目	金額 (会計年度累計)
親会社の会計年度における連結売上高	50億ルピー (85億72百万円)
および	
国際取引高 (累計) :	5億ルピー (8億57百万円)
a. 帳簿上の取引高	
または	
b. 帳簿上の無形資産取引	1億ルピー (1億71百万円)

提出期限 	
会計年度 (FY)	提出期限
2017年3月期 (初年度のため提出期限緩和)	2018年3月末
2018年3月期以降	11月末 (税務申告期限同様)


提出書類 		
提出書類	概要	提出期限 (初年度)
Form 3CEAA - Part A	基礎情報	2018年3月末
Form 3CEAA - Part B	マスターファイル	2018年3月末
Form 3CEAB	インドに構成会社が2社以上ある場合の通知義務	2018年3月1日


日系企業が留意すべき主な事項は、以下のとおりである。


- (1) 適用基準では、①親会社の連結売上高、②インド構成会社における関連当事者間取引高の両基準を満たす場合に、MFの提出義務が発生すること。
- (2) 提出時期では、翌期以降、日本の親会社よりもインドのほうがMFの提出期限が早く到来すること。
- (3) 提出書類では、Form3CEAAについては適用基準を満たさない構成会社にも、提出義務があること（3CEABで代表会社とならない構成会社を除く）。

2. 国別報告書（CbCR）

CbCRの適用基準および提出期限と提出書類は、以下の表のとおりである。

適用基準 	
基準項目	基準金額
前年度の連結売上高	550億インドルピー（約933億円）超

提出期限 	
会計年度 (FY)	提出期限
2017年3月期（初年度のため提出期限緩和）	2018年3月末
2018年3月期以降	11月末（税務申告期限同様）

提出書類 		
対象会社	提出書類	提出期限
インド居住者である親会社 （代理報告会社を含む）	Form 3CEAD （国別報告書）	上記表に従う
インド国外に親会社があるインドの 全ての構成会社	Form 3CEAC （通知義務）	国別報告書の提出期限の 2ヶ月前 2018年1月31日（初年度） 9月末（翌年度以降）
インド国外に親会社があるインドの 構成会社で以下に該当する場合： ・ 国別報告書について、政府間で条約等を通じた 自動的情報交換が無い ・ 親会社の所在国から、インドが必要とする情報が 得られない	Form 3CEAD （国別報告書） Form 3CEAE（構成 会社が複数の場合）	上記表に従う 未公表

日系企業が留意すべき主な事項は、以下のとおりである。

- (1) 日系企業のインド子会社の場合、インド国外に親会社がある構成会社に該当すると考えられるため、Form3CEACによる通知義務の履行が主たる対応となる点。
- (2) インドのPEのみで活動するインド非居住者（支店、プロジェクトオフィス等）に関しては、国別報告書の提出、および通知義務は適用されない点。

3. FAQ

Q - 金額基準をいずれも満たしていない場合でも、インドでのマスターファイルの提出が必要か？

最終規則によると、Form3CEAAによるマスターファイルの提出はPart AとPart Bの2項目に分けられる。

- **Part A 基礎情報**—インド法人の法人名、住所、国際企業グループ名とその住所など
- **Part B 詳細情報**—

そして、親会社の連結売上高および関連当事者間取引高の金額基準をいずれも満たしていない場合でも、構成会社によるPart Aの提出は**必須**である点に留意が必要である。

Q - マスターファイルの提出が必要とされる場合、現地言語への翻訳は必要か？

マスターファイルは規定の様式に**英語**で記載することが要請されており、日本本社がマスターファイルを日本語で作成している場合、英訳が必要である。

Q - 規定の金額基準を満たし、インドでのマスターファイル提出が必要とされる場合で、日本の規定に基づくと日本本社の提出義務がない場合でも、インドでの提出は必要か？

インドで提出義務がある場合には、たとえ日本側で提出義務がない場合であっても、インドでのマスターファイル提出が**必要**となる点に留意が必要である。

Q－マスターファイルはインド当局に提出が必要か？それとも、要請された場合に提出できるように社内で準備しておけばよいか？

既存の移転価格文書と異なり、2要件を満たした場合は、マスターファイルは提出期限内にインド当局への提出が必要である点に留意が必要である。

Q－2要件を満たした場合、日本本社が日本で提出しているマスターファイルをそのままインドでも提出可能か？

インドにおけるマスターファイルの要記載内容はほとんどが OECD の規定と整合しているが、いくつか追加的な情報が必要である。

インドで提出するマスターファイルに必要な追加情報は以下のとおり。

- 国際企業グループに属するすべての法人のリスト（OECD は活動中の法人のみの開示を要求）
- グループの収益の 10%、あるいは資産の 10%、あるいは利益の 10%を構成する全法人の FAR 分析
- グループ外の資金調達先の上位 10 社の名称および住所
- 国際企業グループに属する法人で無形資産の開発や管理にかかわる、すべての法人名および住所

従って、インドにおけるマスターファイル対応時には、上記、インド特有の要請事項を反映したマスターファイルを準備することが必要である。